

第 2 3 期第 9 回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水） 1 4 : 0 0 ～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1 - 2 - 6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限
措置等について（諮問） 資料 1

(2) 小型機船底びき網（手繰第二種なまここぎ網）漁業許可方針
の改正について（諮問） 資料 2

(3) 第 2 3 期第 2 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について
（協議） 資料 3

(4) 周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確
認書について（協議） 資料 4

(5) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題
について（協議） 資料 5 - 1、5 - 2

(6) 第 5 3 回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告） 資料 6

(7) その他

8漁管第1097号

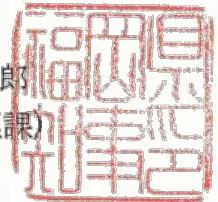
令和8年7月29日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種なまここぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
刺し網漁業	さわら流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	3	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	5月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
集魚灯利用すくい網漁業	集魚灯利用すくい網漁業	福岡県豊前海区海面	9月1日から11月30日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	7	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年8月6日から令和8年9月6日まで

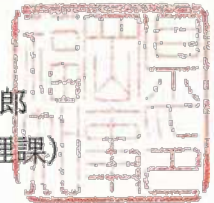
8漁管第1080号

令和8年7月29日

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



小型機船底びき網（手繰第二種なまここぎ網）
漁業許可方針の改正について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



小型機船底びき網（手繰第二種なまここぎ網）漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

（１）許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町

（２）船舶の総トン数

５トン未満

（３）推進機関の馬力数

１）総トン数２トン以下の漁船

48kw 以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は農林馬力調 1 5 以下とする。

２）総トン数５トン未満の漁船

10kw 以下とする。なお漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は農林馬力調 7 以下とする。

（４）操業区域

福岡県豊前海区海面

（５）漁業時期

1 1 月 1 6 日から翌年 3 月 1 5 日まで

（６）漁業を営む者の資格

同一世帯に他種の小型底びき網漁業の許可を受有する者がいない者

2 許可の有効期間

~~5 1 年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5 年より短い期間を定めることがある。~~

3 条件

- （１）区画漁業権漁場及び柵網の周囲 5 0 メートル以内の区域で操業してはならない。
- （２）日没から日の出までの間は操業してはならない。
- （３）爪又は爪に類似した付具を取り付けてはならない。
- （４）袋網の目合は 4 . 5 センチメートル以上でなければならない。
- （５）ビームの長さは 1 . 5 メートル以下でなければならない。
- （６）ナマコ以外は採捕してはならない。

- (7) 使用する網漁具は1統でなければならない。
- (8) 11月16日～12月20の間はあわびを採捕してはならない。

4 申請者の添付書類等

- (1) 適格性に関する申立書（別紙様式第1号）

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日改正）

この許可方針は、次期の許可一斉更新時から施行する。（あわびの採捕禁止期間に関する条件（8）の追加）

附 則（添付書類の追加）

この許可方針は令和7年11月7日から施行する。

ただし、4（1）に掲げる添付書類の提出は、令和8年4月1日以降に有効となる許可の申請に対して適用する。

附 則（許可の有効期間の変更）

この許可方針は令和 年 月 日から施行する。

第23期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和8年8月24日(月) 14時00分から

場 所 : 下関漁港ビル2階 研修室

(山口県下関市大和町1丁目16番1号)

※出席者の一部は会場に参集せず Web 上で会議に出席

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第1号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期について

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期にかかる今後の取扱いについて

4 その他

5 閉 会

第 2 3 期第 2 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

○漁業調整委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
周防灘三県連合海区 漁業調整委員会	委 員	(確認中)	山口県瀬戸内海海区
		江口 猛 森林 保治 豊田 達三 濱田 眞澄 近藤 勝利	福岡県豊前海区
		(確認中)	大分海区
瀬戸内海広域漁業調 整委員会	委 員	瀧口 克己	福岡県豊前海区

○水産庁・県・海区漁業調整委員会事務局

所 属	職 名	氏 名
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所	(確認中)	
山口県農林水産部水産振興課 (山口県瀬戸内海海区漁業調整 委員会事務局)	(確認中)	
福岡県農林水産部水産局漁業管 理課	漁業調整係長 技術主査	松本 昌大 宮本 博和
福岡県豊前海区漁業調整委員会 事務局	事務局長 技術主査 事務主査	池浦 繁 中川 清 有吉 希望
大分県農林水産部漁業管理課 (大分海区漁業調整委員会事務 局)	(確認中)	

第23期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

議 案 書

日 時：令和8年8月24日（月）14時00分から

場 所：下関漁港ビル2階 研修室

（山口県下関市大和町1丁目16番1号）

※出席者の一部は会場に参集せず、WEBで会議に出席

第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について (案)

8 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和8年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会会長 江口 猛

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和7年8月20日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県

東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

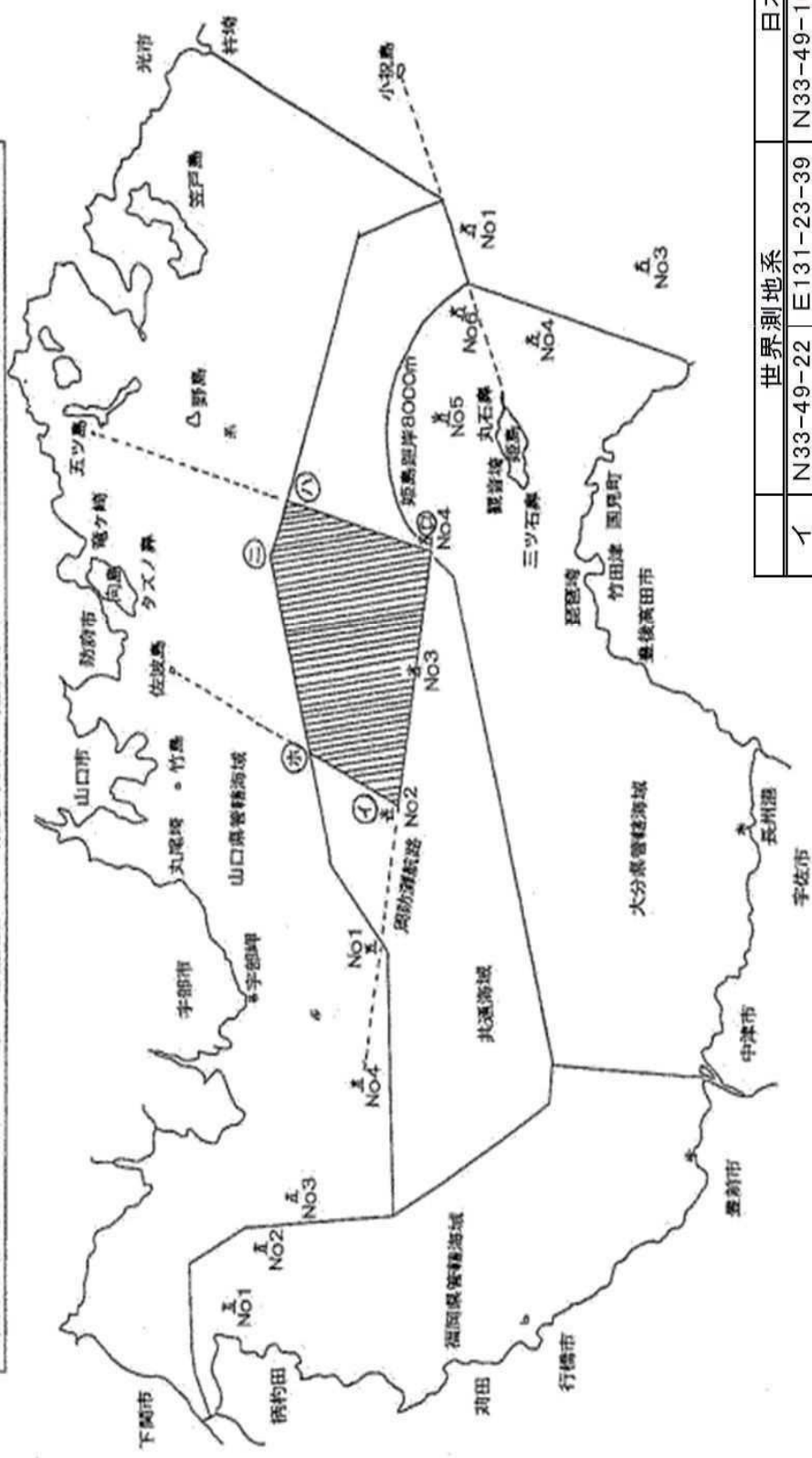
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和8年11月 日から令和8年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系		日本測地系	
イ	N33-49-22	E131-23-39	N33-49-10	E131-23-48
ロ	N33-47-18	E131-35-27	N33-47-06	E131-35-36
ハ	N33-53-22	E131-38-05	N33-53-10	E131-38-14
ニ	N33-54-06	E131-35-31	N33-53-54	E131-35-40
ホ	N33-52-54	E131-26-31	N33-52-42	E131-26-39

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期にかかる今後の取扱いについて（案）

第1号議案については、本委員会における議決をもって当面の間の合意事項とし、今後、行政間協議において進展等があった際に、改めて当委員会に対し報告又は協議を行うものとする。

(参 考 資 料)

周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 周防灘三県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は漁業法その他法令の定めるところにより、第2条に定める海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものはこの限りでない。

(設置区域)

第2条 委員会は、次の海区をもって設置する。

山口県瀬戸内海海区

福岡県豊前海区

大分海区

(事務局所在地)

第3条 委員会の事務局は、会長の属する海区漁業調整委員会事務局内に置く。

(委員会)

第4条 委員会は委員15名(各海区5名)をもって組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験のある者のうちから、関係県の知事が協議のうえ選任する。
- 4 委員会の事務は事務局所在地の委員会書記がこれを行う。

(会長、副会長の職務)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長共に事故あるときは委員が互選した委員でその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長及び前条に規定する職務を代理する者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び前条に規定する職務を代理する者とともに事故あるときの会議は、都道府県知事が招集する。

- 2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは会長はその請求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はすくなくとも7日前に議事事項並びに委員会の日時及び場所を第2条の委員会に通知しなければならない。

4 委員会は開催通知を受取ったならば、日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともにただちに代表委員に通知しなければならない。

5 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は定員の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別のさだめある場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急を要すると認めた事項についてはこの限りでない。

2 委員から発言を求めたときはその要求の順序によって議長がこれを許可する。

第9条 委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

第10条 委員は自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席して発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は会議の議事録を作成し下記の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第12条 議事録は会長の指名する委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

(雑則)

第15条 前各号に定めるもののほか、議事の運営に関する必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和55年9月30日から適用する。

附 則

この規程は平成21年9月30日から適用する。

附 則

この規程は令和2年9月24日から適用する。

確 認 書

(案)

確 認 書

山口県、愛媛県、福岡県、大分県及び関係海区漁業調整委員会は、伊予灘・周防灘におけるシリヤケイカ資源を共通の資源と認識し、それを永続的に利用するため、シリヤケイカを採捕する漁業種類の**取扱い**について、**次**のとおり確認する。

記

- 1 シリヤケイカを採捕する漁業種類とは、以下のものをいう。
 - (1) いかこぎ漁業等・・・いかの採捕を目的とする小型機船底びき網手繰第2種いかこぎ漁業、機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業とする。
 - (2) いかかご漁業・・・産卵のため沿岸域に來遊したいかをかごを用いて採捕する漁業をいう。
- 2 いかこぎ漁業等の操業区域は、大分県国東市国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結ぶ線と山口県熊毛郡上関町祝島東端と大分県大分市関崎を結ぶ線及び最大高潮時海岸線で**囲まれた**区域（以下「いかこぎ区域」という。）とし、それ以外の区域では操業を禁止するものとする。
- 3 いかこぎ区域においては、毎年12月15日から翌年2月末日までの期間以外は、いかこぎ漁業等の操業を禁止するものとする。

ただし、大分県国東市安岐町と杵築市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を見通した線以南の区域については、11月1日から3月15日までの間の連続した106日間とし、大分県はその始期について水産庁と協議するものとする。
- 4 いかこぎ漁業等の操業時間は、午前6時から午後3時までとする。
- 5 小型機船底びき網手繰第2種いかこぎ漁業に使用するビームは、長さ18メートル**以下**とする。

6 2によりいかこぎ漁業等の操業を禁止した区域と、3によりいかこぎ区域において操業を禁止した期間においては、いかこぎ漁業等以外の小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業であっても、いかの過度の混獲を防止するため、従来の漁具を使用させるものとし、小型機船底びき網漁業（手繰第2種）については、従来の漁具であっても次の規制を行うものとする。

（1）袖網の袖口又は手木の部分の高さ（沈子網から浮子網までの高さをいう。）が、3メートル以上の網の使用禁止

（2）袋網の魚捕部分の目合が、10節より粗い網目の使用禁止

7 関係県は、「いかかご漁業」を行っている漁業者に**対し**資源増殖のためいかかご内の卵を海中に戻すことを励行するよう指導するものとする。

8 関係県は、シリヤケイカが共通の資源であることを認識し、資源把握に努めるものとする。

9 この確認書は令和**10**年10月31日まで効力を有する。ただし、この確認書の有効期限の満了日の**3か**月前までに、関係者の誰からも確認書の改廃について申出がない場合は、この確認書はさらに2年間自動的に延長するものとする。

10 この確認書の有効期間の満了前までに、関係県はこの確認書の**取扱い**について協議するものとする。

11 この確認事項については、1に規定した漁業の**取扱い**についてのみ適用し、他のいかなる漁業調整問題には、何ら影響を及ぼさないものとする。

12 この確認事項に疑義が生じた場合には、関係4県間で協議の**上**決定する。

令和**8**年10月31日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会 長 森 友 信

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛

大分海区漁業調整委員会
会 長 阿 部 貴 史

愛媛海区漁業調整委員会
会 長 立 花 弘 樹

山口県農林水産部水産振興課長
向 井 秀

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
尾 田 成 幸

大分県農林水産部審議監兼漁業管理課長
大 塚 猛

愛媛県農林水産部水産局水産課長
中 島 昭 里

立 会 人
瀬戸内海漁業調整事務所長
鹿 田 敏 嗣

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について

1 要望の提出・取りまとめの流れ

- ・全漁調連九州ブロック会議の幹事県（鹿児島県）より、令和9年度国への要望事項に関する照会。
- ・本県要望は、各海区（筑前、有明、豊前）漁業調整委員会にて協議し、承認後に提出。
- ・各県の要望は、九州ブロック会議にて審議後、全漁調連に九州ブロック要望事項として提出。
- ・全漁調連事務局（山口県）が各ブロックの要望を集約し、理事会及び総会での審議後、次年度7月頃に国関係機関（水産庁、国土交通省、防衛省等）へ要望。

2 要望集約方法の見直し

- ・従来、各県からの要望は、事項毎に趣旨、要望内容を具体的に記載し、九州ブロックに提出。
- ・九州ブロック会議では、各県からの要望に特段の支障なければ、そのまま全漁調連に提出しており、全漁調連事務局では各ブロックからの要望集約、整理に多大な労力。
- ・このため、今年度からは国への要望書として全漁調連事務局が整理した「たたき台」をベースとし、各県・各ブロックでこれを修正・追加を行う方式に見直し。

3 福岡県要望と全漁調連「たたき台」との関連

- ・本県では、R5年度以降、次の要望事項を継続して提出。
 - ①大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定
 - ②新たな資源管理措置
 - ③我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締り強化
- ・本県要望事項と連動するたたき台は別表のとおり。
- ・たたき台は、全国要望として整理されているため、各県の個別具体的な事情や内容は記載されていないが、本県の要望趣旨や要望内容は概ね反映。

【参考】

○要望事項とりまとめの留意点について（H19．全漁連会長）

- ・要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。

別表 福岡県要望とたたき台との関連（比較表）

R 7 福岡県要望内容	全漁調連事務局たたき台（抜粋）
①大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っていることから、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。	Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について P 5～6 ・沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。 ・沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。 ・VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。 ・漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。
②新たな資源管理措置 1 資源評価の精度向上を図ること。 2 資源管理の実施に当たっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。 5 ステップ3への移行までに、TAC管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について P 7～8 ・資源評価の精度を向上させること。 ・TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。 ・資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。 ・資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。 Ⅵ 海面利用をめぐる調整について P 16 ・遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。
③我が国EEZ内における韓国漁船の操業禁止及び取締り強化 1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。 2 取締り強化により、我が国漁船の安全操業を確保すること。	Ⅶ 外国漁船等問題について P 11、13 ・韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。 ・我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

令和9年度要望「たたき台」

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

冒頭前文

令和2年12月、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の持続的な利用の確保を基本に、資源管理の強化、水面の総合的な利用、密漁対策の強化など、水産政策をめぐる制度運用は大きく変化してきました。

また、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画では、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱として、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

このような状況の下、地域の実情に即した漁業調整を担ってきた海区漁業調整委員会は、各種水産施策を現場で具体化していく上で、その役割の重要性が一層高まっており、引き続き十分に機能を発揮していくことが求められています。

沿岸漁場においては、違法操業や密漁が依然として後を絶たず、流通段階も含めた「密漁もの」の排除と一体となった取締りの強化により、漁業秩序の維持を図る必要があります。

また、沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあることから、操業秩序の確保を前提に、漁場利用や資源利用をめぐる調整を進め、相互理解の下で共存共栄を図っていくことが重要です。

さらに、沿岸資源を持続的かつ適正に利用していくためには、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の適切な評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用を進める必要があります。そのためには、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図りながら、資源管理の実効性を高めていかなければなりません。一方で太平洋クロマグロをはじめとする広域資源や、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸重要資源の管理においては、国際的な資源管理との整合を踏まえた適切な対応が求められています。

また、我が国周辺水域をめぐるっては、近隣諸国との協議が続けられているものの、排他的経済水域(以下「EEZ」という。)や暫定水域等において、なお大きな課題が残されています。外国漁船による違法操業や無秩序な操業、投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響、我が国漁船の操業や漁具への被害に加え、外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操

業できる環境の確保が重要となっています。北朝鮮による弾道ミサイル発射も、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

加えて、海面利用の多様化に伴い、遊漁やプレジャーボート等の海洋レジャーと漁業との摩擦、事故防止と漁業被害の抑止、資源管理の実効性の確保など、海面利用をめぐる調整の重要性も一層高まっています。

以上の状況を踏まえ、全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和9年5月〇日の第63回通常総会において、上記問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年〇月〇日

全国海区漁業調整委員会連合会

会 長 中 島 均

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理など、幅広い役割を担い、その適切な運用を通じて漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

近年、漁業調整や資源管理をめぐる課題が複雑化・多様化する中、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要となっており、引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としてその機能を十分に発揮していく必要があります。

また、これらの課題に的確に対応するためには、委員の資質向上を図るとともに、十分な議論の場を確保し、それを支える安定した財政基盤を確保することが不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

2 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、引き続き安定した財政基盤を確保すること。

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁をはじめとする違法操業は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が取り組む種苗放流や資源管理への意欲を減退させるなど、沿岸漁場の秩序を揺るがす大きな要因となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則の強化が図られたものの、依然として密漁は巧妙化・広域化し、組織的な違法操業への対応が課題となっていることから、取締体制の強化や関係機関の連携強化を引き続き進めていく必要があります。

また、密漁の未然防止と漁業秩序の維持を図るためには、現場における取締りや啓発活動への支援に加え、生産者、流通関係者等が連携し、「密漁もの」の排除と流通の透明化を一体的に進めていくことが必要です。

つきましては、沿岸漁場の秩序維持について、次のとおり要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

- (1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- (2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
- (3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を拡充すること。

2 「密漁もの」の流通防止

- (1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発と監視体制を強化すること。
- (2) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者への周知を引き続き徹底するとともに、シラスウナギなど県域を越えて広域に流通する資源については、国主導で流通の透明化を図ること。

Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

2 大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り

(1) 大臣許可漁業の操業監視・取締り体制の強化(VMSの活用等)

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

(2) AIS の適切な運用の徹底

AIS のさらなる利用普及に努めるとともに、既に義務付けられている常時作動が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産資源の持続的な利用を確保するため、沿岸漁業者は、栽培漁業や資源管理の取組を通じて、資源の維持・増大に努めてきました。

一方、資源評価に基づく管理手法の導入やTAC制度の運用が進む中で、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用など、なお解決すべき課題が残されています。

加えて、こうした制度の運用に当たっては、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図っていくことが重要です。

また、太平洋クロマグロについては、資源回復が進む一方で、資源回復や来遊状況の変化に伴う突発的な漁獲への対応、地域・漁業種類間の配分の公平性の確保、いか釣り漁業等への影響への対応、遊漁を含めた管理の実効性確保などの課題が生じています。

さらに、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸漁業にとって重要な資源についても、外国漁船による漁獲や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が資源動態に与える影響を踏まえた適切な管理が必要となっています。

つきましては、沿岸資源の適正な利用について、次のとおり要望いたします。

1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データに加え、海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境及び水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

(2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるよう配慮するとともに、漁獲量

管理に固執せず自主的な資源管理による対応を検討すること。

従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持し、必要な支援を行うこと。

(3) 慎重なTAC導入と柔軟な運用

TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。

なお、都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や次期管理期間からの前借、また複数年管理や期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時ややむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法については、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定するなど、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に過度な制約が生じないように、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。

(5) 混獲削減・選択性向上に資する技術開発

定置網漁業等の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚・小型魚を極力削減する技術について、国主導で開発を進めるとともに、普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。

(6) 漁獲量把握と報告体制の強化

TAC対象魚種について、漁協共販などの既存の管理体制を通さない取引を含め、漁獲から水揚げ・流通に至るまでの実態を把握できる報告・監視体制を整備し、遺漏のない漁獲量把握の仕組みを構築すること。

また、報告の正確性・迅速性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減に配慮した報告方式・システムとすること。

2 太平洋クロマグロの資源管理

(1) 国際会議(WCPFC等)における我が国漁獲枠の確保・拡大

ア 我が国漁獲枠の拡大

太平洋クロマグロの資源回復状況に見合った我が国漁獲枠の拡大が図られるよう、WCPFC等の国際会議において引き続き議論を主導すること。

また、最新の情報が漁獲枠に適時適切に反映されるよう、資源評価の頻度や手法について必要に応じて見直しを行うとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

イ 管理戦略評価(MSE)を踏まえた管理方式の検討と合意形成

資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定されるMSEの議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。

(2) 国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善

国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないように見直すこと。

また、国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業等の管理の適正化

大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

(4) いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

(5) 太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底

遊漁者及び遊漁船業者による採捕が資源管理の実効性を損なうことのないよう、現行の採捕規制及び採捕報告制度の周知徹底を図るとともに、監視活動及び取締りを一層強化すること。

併せて、将来的なライセンス制の導入も含めた遊漁管理の在り方について検討を進めること。

3 沿岸重要資源の適正利用

我が国周辺海域へ来遊するマサバ、カツオ、サンマ等の重要資源について、最新の資源評価に基づく適切な資源管理を徹底し、漁獲圧の適正化及び秩序ある資源利用を確保すること。

あわせて、外国漁船による漁獲実態や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が来遊量や資源動態に及ぼす影響を科学的に把握・評価し、資源評価の精度向上を図ること。

その上で、国際的な資源管理の枠組みにおいて、漁獲上限や国別枠等の実効性ある管理措置の実現に向け、我が国が主導的に協議を推進すること。

近隣諸国との間では、政府間や民間において様々な協定の締結や協議が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、我が国の排他的経済水域（EEZ）や暫定水域等をめぐっては、依然として大きな課題が残されています。

我が国周辺水域では、外国漁船による違法操業や無秩序な操業がみられ、サンゴ網やかにかご等の投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響が懸念されるとともに、漁具被害等、我が国漁船の操業に大きな支障が生じています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する資源については、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築を図ることが引き続き重要な課題となっています。

さらに、我が国漁業者の操業機会の確保、外国漁船や外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、外国漁船等の避泊に伴う地元漁業や海洋環境への影響の防止、投棄漁具や漁具被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境を確保することが重要となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

つきましては、外国漁船問題等について、次のとおり要望いたします。

1 国・地域別の操業秩序と漁業協定等の見直し

(1) 大韓民国（韓国）

ア 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

イ 我が国EEZ内への入漁抑止

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

ウ 暫定水域における操業秩序等

日韓暫定水域内においては、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種について、TAC対象魚種拡大の議論に先立ち、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築に向けた協議及び共同調査体制の整備を進めること。

さらに、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

(2) 中華人民共和国(中国)

日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

(3) ロシア連邦(ロシア)

ロシアとの4漁業協定に基づく我が国漁業について、協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

また、我が国EEZ内に入域し操業するロシア漁船について、操業実態を踏まえ、漁獲割当量の設定や漁獲物組成の透明化等により資源への影響を抑制するとともに、我が国漁船の安全な操業及び漁具被害を防止するため、必要な連絡体制を確保すること。

(4) 台湾

日台漁業取決めについて、適用水域から「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国EEZ内においては、取決め適用水域を除き台湾漁船の操業を認めないこと。

また、先島諸島南側水域等の適用水域拡大については、今後協議の対象としないこと。

あわせて、取決め適用水域内において、我が国漁船が安全に操業できる水域の拡大、操業隻数制限等の資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険加入の義務化を含め、衝突等事故への対応の実効性確保を図ること。

2 外国漁船等に対する取締・監視等の強化

(1) 領海及び EEZ 内における取締体制の強化

我が国漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船の増隻並びに人員体制の増強等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

(2) 外国公船等の動向監視と我が国漁船への情報提供体制の強化

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

(3) 外国漁船等の避泊に伴う漁業被害防止と海洋環境保全

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶の安全確保上やむを得ない場合に限り認める運用を徹底すること。

また、避泊中の錨泊位置や期間、廃棄物処理等に関するルールの遵守について、国が監視・指導を強化し、地元漁業や環境への被害を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずること。

3 外国漁船による投棄漁具及び漁具被害への救済・対策

外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じているため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実・強化すること。

また、漁具被害の復旧支援については、全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、制度の拡充を検討すること。

なお、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

4 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射については、外交ルート等を通じて国際社会と連携し、その抑止と問題の解決に努めること。

また、発射の兆候・発射情報を迅速かつ確実に把握し、沿岸自治体や漁業者への即時の情報提供、VMS 等を活用した漁船位置の把握及び緊急連絡・避難体制の整備・運用を一層強化し、漁業者の安全確保に万全を期すこと。

VI 海面利用をめぐる調整について

海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。

このため、遊漁については、遊漁マナーや漁業制度に関する周知・啓発を進めるとともに、環境保全対策を講じ、遊漁による資源利用の実態把握や、遊漁者が資源管理に参加するための体制整備を図る必要があります。

また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進める必要があります。

さらに、操縦免許や船舶検査を要しないミニボート等については、耐航性や視認性に対する認識が十分でないまま沖合への出航や夜間航行が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設を含めた安全対策の強化、利用者把握及び保険加入の促進等を図る必要があります。

加えて、海面利用の多様化が進む中、風力発電等の海上大規模開発事業については、地元漁業者に限らず、漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等に対しても、早期の情報伝達と誠実な説明を確保する必要があります。

つきましては、海面利用をめぐる調整について、次のとおり要望いたします。

1 海洋レジャーとの調整

(1) 秩序の維持と環境保全

ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。

その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

イ 環境保全対策の強化

遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策

定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

(2) 資源管理の実効性確保

ア 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

(3) 安全確保と被害補償

ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止

法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。

その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化

すること。

ウ スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発

漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

(4) ミニボート等による危険行為の防止

ア 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

イ 安全講習の義務化と所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

ウ 保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の

整備を図ること。

2 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

第53回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和8年6月19日（金） 14時から

場 所：ウェブ会議（Microsoft Teams）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1） 瀬戸内海広域漁業調整委員会の会長互選について
- （2） 瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について
- （3） その他

4 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根 拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
定 員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
任 期：4年 大臣選任委員（第7期）2026. 6. 19～2030. 6. 18
海区互選委員（第7期）2025. 10. 1～2029. 9. 30

区 分		氏 名	現 職	出 欠
府 県 互 選 委 員	和歌山県	ヤマグチ 山口 太志	和歌山県漁業協同組合連合会 代表監事	○
	大阪府	オカ 岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長	○
	兵庫県	タヌマ ■田沼 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長	○
	岡山県	トヨタ 豊田 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長	○
	広島県	ハコザキ 箱崎 照男	因島市漁業協同組合 代表理事組合長	○
	山口県	ミウラ 三浦 忠	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長	○
	徳島県	オオヤマ 大山 登	堂浦漁業協同組合 代表理事組合長	○
	香川県	シマノ 嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長	×
	愛媛県	シオタ 塩田 浩二	愛媛海区漁業調整委員会 委員	○
	福岡県	タキグチ 瀧口 克己	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員	○
	大分県	ホンジョウ 本庄 新	大分海区漁業調整委員会 副会長	○
農林水産大臣選任委員	学識経験者	ワキタ 脇田 和美	学校法人 東海大学 海洋学部 教授	○
		クガ 久賀 みず保	国立大学法人 鹿児島大学 水産学部 准教授	○
		トミヤマ 富山 毅	国立大学法人 広島大学大学院 統合生命科学研究科 教授	○

※ ■は会長職務代理者